

# 令和4年6月以降のマイクロチップ登録イメージ (※現状)

従来の民間団体としての任意登録と、新たに義務化される法定登録を別に運用。

令和4年5月31日以前に民間のマイクロチップ登録機関に登録されている情報を登録機関から法定登録に移管することは**不可**。

飼育者自らが新たに専用サイトに情報を入力することで、無料で法定登録データベースにも情報を登録することが**可能**。

環境省による  
法定登録  
(指定登録機関が環境大臣の事務として実施)  
**【新規】**

登録料

300円

※登録・変更の都度徴収。ただし、紙申請の場合は1回1,000円

- ・逸走時や災害時の獣医師による情報検索は**不可**
- ・動物病院等における付加価値サービスへの活用は**不可**
- ・いわゆるワンストップサービスとして参加自治体にのみ登録情報の変更数だけをメール送信
- ・所有者からの依頼により申請を代行することは**不可**

+

AIPOが普及  
推進する  
任意登録  
  
(日本獣医師会が  
民間団体として実施)

登録料  
1,050円  
※初回登録時  
のみ

AIPOが普及  
推進する  
任意登録  
  
(日本獣医師会が  
民間団体として実施)  
**【継続】**

登録料

1,050円

※初回登録時  
のみ

- ・逸走時や災害時の獣医師による情報検索が**可能**
- ・動物病院等における付加価値サービスへの活用は**可能**
- ・獣医師会、ペットショップ等による登録代行は**可能**
- ・上記のほか、飼育者が希望する拡張性が高い「付加価値サービス」基盤として活用**可能**

犬について、登録料の収納を含む登録事務と原簿管理については対応未定であり、ワンストップサービスには程遠い。

令和4年5月31日  
まで

令和4年6月1日  
から